

# 地籍で進めるまちづくり

## 【地籍調査とは…】

地籍調査とは、国土調査法に基づいて実施するもので、一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査、境界及び地積に関する測量を行い、その結果により「地籍簿（簿冊）」及び「地籍図（地図）」を作成することをいいます。地籍調査により作成した「地籍簿」及び「地籍図」は、法務局に送付し、地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法に基づく地図として備え付けられます。

## 【地籍調査の進め方】

※次の作業を完了するのに概ね3年間要します。

### 《開催案内通知》 1年目

当該年度に地籍調査を行う地域住民の方に、現地調査を行う旨の通知（地籍調査のあらまし）を送付します。

### 《現地調査》 1年目

一筆ごとの土地について、土地所有者及び関係者の立会により、所有者・地番・境界等の確認をします。土地の形状や筆数により、数回の立会をお願いする場合があります。また、雨天の場合も実施します。



### 《地籍測量》 1年目

現地調査により確認された土地について、一筆ごとの正確な測量を行います。測量に際し、土地に断りなく立ち入り、測量の基準となる杭を設置したり、測量の障害となる雑木等の枝葉を伐採する場合がありますが、ご了承ください。



### 《成果の閲覧・確認》 2年目

地籍調査の成果である「地籍簿（案）」「地籍図（案）」を20日間役場等で閲覧にかけ、確認をしていただきます。誤り等がなければ、関係書類に署名捺印をいただきます。



### 《法務局へ送付》 3年目

閲覧後、知事の認証及び国の承認を受け、地籍簿と地籍図の写しを法務局へ送付します。法務局では、登記簿が書き改められ、地図が備え付けられます。

### 【ご協力をお願いします】

地籍調査は、土地所有者及び関係者のご協力が必要に行うことができますので、本調査に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 【令和5年度の予定地区】

### 《現地調査地区》

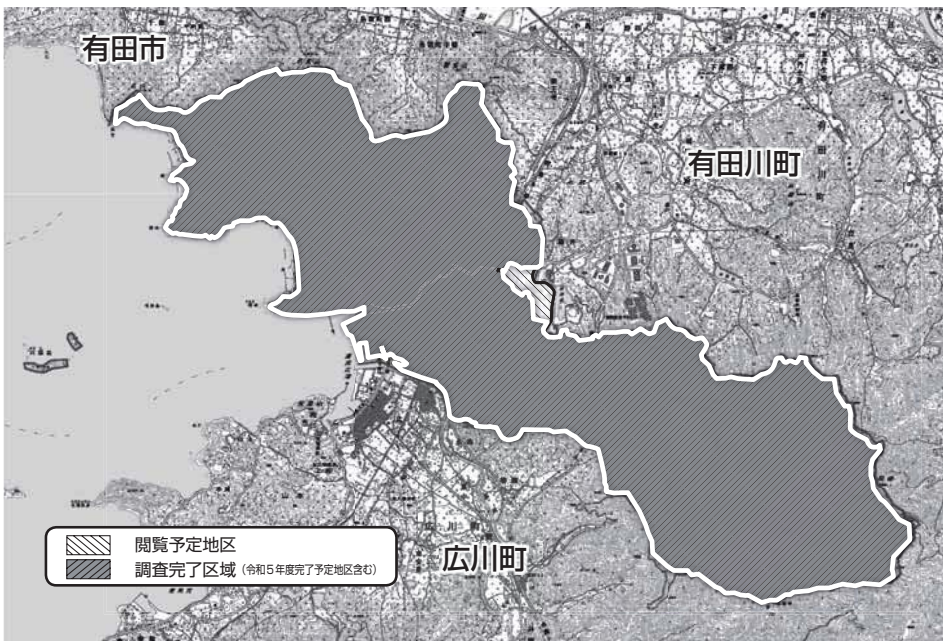
令和4年度で湯浅町全域の現地調査が完了しましたので、令和5年度以降の現地調査はありません。

### 《閲覧地区》

大字湯浅字九番・池尻  
令和4年度に現地調査及び測量を実施した成果である「地籍簿（案）」「地籍図（案）」を確認していただきます。閲覧日が決まり次第、文書にてご連絡します。

### 《完了地区》

大字湯浅字出水・須川・森崎・筒井・横貫  
大字湯浅字塚原・護念寺・野田・野下・數田  
芝浜  
地籍簿と地籍図の写しを法務局へ送付し、登記簿が書き改められたのを確認後、地籍調査による土地登記簿及び地図の書き換えが完了したことを土地権利者宛に文書にて通知します。



### 【地籍調査が完了していると…】

1. 正確な土地の状況（境界等）が確認されているため、土地取引の円滑化に役立ちます。
2. 万一災害等で土地の境界がわからなくなっても、元の境界の位置を復元することができます。
3. 行政においても、各種公共工事の計画、設計等が容易に進めることができます。

【地籍調査に関するお問合せ先】 産業建設課地籍調査係 ⑱番窓口 TEL 64-1124 まで